

「さくらねこ無料不妊手術事業」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人どうぶつ基金（以下、基金という）が行う「さくらねこ無料不妊手術事業」（以下、本事業という）の要項を実施するために事業の要領を規定する。

(事業の実施)

第2条 本事業は、概ね、下記のように行う。

(表1 獣医師の指定)

段階	実施主体	概要	備考
1	基金	指定獣医師の募集・申請受付	基金ホームページ等で行う
2	獣医師	1の募集に応募	基金専用フォームを使用する
3	基金	応募の審査	
4	基金	適格と認められる獣医師の指定	

(表2 事業の実施)

段階	実施主体	概要	備考
1	協働者 (一般・行政)	対象となる地域の選定、対象となる猫の概数調査等	
2-1	協働者 (一般・行政)	活動組織の編成	
2-2	協働者 (行政)	協働者(一般)の取りまとめ、活動組織の編成	
3	協働者 (一般・行政)	土地管理者との調整(実施許可)等	
4	協働者 (一般・行政)	基金への計画申請	基金専用フォームを使用する
5	基金	申請計画の審査	
6-1	基金	適格と認められる計画の決定	
6-2	基金	6-1の計画に関わる企画・アドバイス	以後の段階はこの計画に基づくものとする
7	基金	手術チケット交付	
8	協働者 (一般・行政)	所有者不明猫・地域猫の捕獲	
9	協働者 (一般・行政)	所有者不明猫・地域猫の指定獣医師への運搬	
10-1	指定獣医師	対象となる猫の検診、去勢・不妊手術、さくら耳カット等の医療行為	
10-2	指定獣医師	10-1以外の医療行為が必要な場合の対応	別に定める
11	協働者 (一般・行政)	所有者不明猫・地域猫の指定獣医師からの運搬・解放	
12	協働者 (一般・行政)	指定獣医師への手術チケットの提出	
13	指定獣医師	基金への手術チケット・請求書の提出	
14	基金	指定獣医師への手術費用支払	
15	協働者 (一般・行政)	さくら猫の観測 基金からの実施後調査への協力等	

（事業の責任）

第3条 本事業に関わる実施、事故または係争等の責任は、第2条に定めるそれぞれの段階の実施主体が負うものとする。

（出張手術）

第4条 第2条表2の9に定める所有者不明猫・地域猫の指定獣医師への運搬について、事業実施地域の遠方に指定獣医師が所在する場合など、特段の事情に応じて、基金は指定獣医師の派遣による出張手術を行う。

2 第1項の出張手術は、協働者（行政）の申し出によるものとする。

（医療行為）

第5条 第2条表2の10-1に定める医療行為は、下記のとおりとする。

名称	概要
検診	手術の対象となる猫の検診
去勢手術	雄猫を対象とし、精巣の摘除を行って生殖を不能とするもの。
不妊手術	雌猫を対象とし、卵巣または卵巣及び子宮の摘除を行って生殖を不能とするもの。妊娠時の墮胎手術を含む。
さくら耳カット	上記の去勢・不妊手術済の目印として、麻酔の効いた状態で耳先を桜の花びらの形にカットする。切り込みの角度は約90度、幅は約10mmとする。 なお、捕獲したねこが既に去勢・不妊手術済みであった場合は、さくら耳カットのみ行う。

2 第1項に定める去勢・不妊手術に際して、検診およびさくら耳カットの実施は必ず行うものとする。

（別に定める医療行為）

第6条 第2条表2の10-2で別に定める医療行為とは、第5条に定める医療行為以外のものとし、血液検査やワクチン・ノミ取り等を指すものとする。

2 第1項の定めには、第5条に定める医療行為に関わるもの以外の入院・宿泊等 も含む。

3 第1項及び第2項に定める費用は、協働者（一般・行政）の負担とする。

（手術費用）

第7条 第2条表2の14に定める基金から指定獣医師に支払われる手術費用は、下記のとおりとする。

名称	一匹あたりの費用
去勢手術・さくら耳カット	2,000円
不妊手術・さくら耳カット	4,000円
さくら耳カット	2,000円

（その他）

第8条 本実施要領によらない事項は、基金が判断する。

（付則）

この要綱は平成25年2月1日から施行する。